



2010年4月号

# YELL・Spirits エール・スピリッツ

## Contents

発行：社会保険労務士法人エール  
 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018  
 TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
 Email：info@sr-yell.com



代表より ビジネスガイド(日本法令)「労務相談室」連載執筆 改正雇用保険法は4月1日施行！  
 特別条項付き36協定が変わります 雇用保険の育児休業給付金が4月1日から改正  
 健康診断で異常 労基署、重点指導へ 国民健康保険料が軽減されます 労務相談室  
 雇用調整助成金 不正受給2億円！対策強化へ スタッフコラム

4月月は変化の月ですね。我が家でも3歳の娘が進級し、上のクラスになったことが嬉しいのか、自分はお姉さんクラスだからと、自分のことを自分で積極的にやるようになり、これまでとは意識が変わってきたようです。また、夫は異動で新しい職場に変わり、毎日、新しい職場で新しい仲間と、新しい課題に意欲的に取り組んでいるようです。

そんな二人を見ていると、強制的に新たな環境やステージを持つことで、人は新たな役割を見出したり、自分の強みや弱みを認識したりしながら、幅を広げ、成長していくのだなあと感じます。

逆からみれば、会社は社員の成長のため、それを意識的に作り出す必要があるのですね。

さて、新たに管理職に就かれた方もいらっしゃるのではないかと思います、今月は最近読んだマネジメントの本**（もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら）**（岩崎夏海著）をご紹介します。経営の父といわれるピーター・ドラッカーの著した「マネジメント」は組織経営について、組織とは何か？それを円滑に運営するにはどうすればいいか？人間とは何か？ということが書かれている本です。

本書はそれをかみ砕いた本で、あっという間に読める小説仕立てになっています。少女マンガのような女子高生のキャラクターの表紙で、手に取るのが恥ずかしい感じがしますが、気軽に読めて初めて部下をもつ方には読みやすく、お勧めですよ！（手に取るのが恥ずかしい方には、私がお貸しします）

さて、今月号にも取り上げておりますが、4月は法改正が目白押しです。具体的な対応等につきましては、どうぞお気軽にご相談下さい。



**助成金**  
**社員の育児・介護費用を企業が補助した**  
 ※回答者：特定社会保険労務士 鎌倉 珠美 社会

先日、育児中の社員から「共済等保育費の費用負担が重い」という話がありました。現在、認可保育園は待機児童が多く、なかなか入所できないようです。当社には25～30代の女性社員が多く、出産・育児でキャリアを中断させないことが重要な課題です。そこで、会社が費用を補助することを検討しているのですが、会社が受けられる助成金があれば助けてください。

社員が負担している 預託型保育所やベビーシッターなど育児サービスの利用費用、介護サービスの利用費用を会社が補助した場合に、会社が受けられる助成金（同立支援レベルアップ助成金【育児・

中小企業	育児・介護 ※1年間1 かつ1割
大企業	育児・介護 ※1年間1 かつ1割

なお、会社が費用を利用していただく場合、さらに下記の中小企業・大企業は、内訳は以下をご覧ください。

鎌倉が人事・労務の専門誌「ビジネスガイド」(日本法令)の労務相談コーナー4月号の回答者として登場。今月のテーマは「社員の育児・介護費用を企業が補助した場合」関心をお持ちの企業様はご一報下さい。執筆記事をご案内致します。

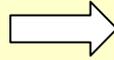
# 改正雇用保険法は4月1日施行！

なかなか審議の進まなかった改正雇用保険法ですが、3月31日の参議院本会議で可決され、4月1日の施行が決定しました。実務ご担当者様は十分ご注意ください。

## 1. 雇用保険の適用範囲が拡大

短時間労働者、派遣労働者の雇用保険の適用範囲は次のとおり拡大しました。

所定労働時間が週20時間以上  
6ヶ月以上の雇用見込み



所定労働時間が週20時間以上  
31日以上の雇用見込み

## 2. 雇用保険料率が変わります。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6.0 / 1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5 / 1000	10.5 / 1000	7.0 / 1000
建設の事業	18.5 / 1000	11.5 / 1000	7.0 / 1000

4月の給与から変更対象となります。

## 3. 雇用保険未加入とされた方の遡及適用の改善

事業主が資格取得の届出を行わなかったため雇用保険未加入となった方について、給与から雇用保険料が控除されていることが確認できれば、**2年（現行）を超え遡及適用**することが可能となりました。

# 特別条項付き36協定が変わります！

## 特別条項付き36協定を締結している企業様へ

労働基準法改正に伴って、平成22年4月1日以後に締結する36協定が変わります。

1. 限度時間（1月45時間）を超えて働かせる一定の期間ごとに**割増賃金率**を定めること。
2. 上記の率を、**法定割増賃金率（2割5分）を超える率**とするよう努めること。
3. 延長することができる時間数（1ヶ月45時間を超える部分）を短くするよう努めること。

改正に伴い、限度時間を超えた場合の割増率を36協定に明記することになりました。

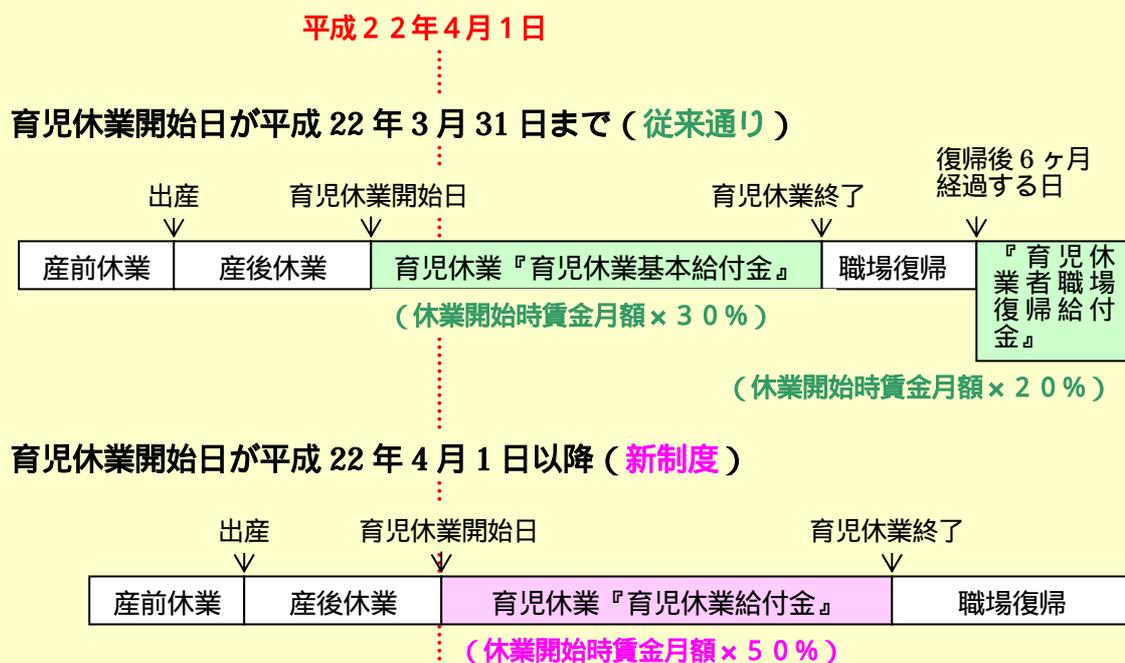
### 【特別条項】(例)

一定期間についての延長時間は、1ヶ月45時間とする。ただし受注の急増等の場合は、通告により1ヶ月70時間、年間500時間まで延長できる。延長時間をさらに延長する回数は年6回までとする。**この場合の割増率については、1ヶ月45時間、1年360時間を超える時間については通常の賃金の25%増しの割増賃金を支払う。**

The image shows a document titled '特別条項付き36協定' (36-hour agreement with special provisions). It contains a table with columns for '特別条項' (Special Provisions) and '備考' (Remarks). A red circle highlights a specific clause in the '特別条項' column, which matches the example text provided in the callout box.

# 雇用保険の育児休業給付金が 4月1日から変わります!!

1. **平成22年4月1日以降に、育児休業を開始された方から、「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」を統合し、「育児休業給付金」として、全額が育児休業中に支給されます。**
2. **育児休業給付金の給付率は、当分の間、休業開始時賃金月額**の**50%**です。



従来は育児休業中に休業開始時賃金日額の30%、終了後6ヶ月間勤務後に20%（計50%）が支給されていましたが、改正により育児休業中に50%支給されることになります。

これにより、育児休業終了と共に離職する従業員が出てくる可能性もあります。



## 健康診断で異常所見 労基署が重点指導

厚生労働省は3月27日までに、定期健康診断で異常が見られた従業員の割合が全国平均より高い事業所などに対し、重点的に改善を指導するよう求める通知を出しました。

労働安全衛生法は、健診で異常があった場合、医師からの意見聴取や労働時間の短縮、医師による保健指導や健康教育などの義務を事業主に課しています。

エールでは提携産業医のご紹介や、健康診断結果の活用方法のサポート（契約医師による）も行っておりますので、必要な場合はお気軽にお声をおかけください！

# 平成22年4月より 会社都合退職者の 国民健康保険料が軽減されます

## 1. 国民健康保険料が軽減される対象者とは？

雇用保険の特定受給資格者

(倒産・解雇などによる離職)

雇用保険の特定理由離職者

(雇い止めなどによる離職)

として失業給付を受ける方

## 2. どのくらい軽減されるの？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

国民健康保険料は『所得割額』(収入に応じて計算)と『均等割額』(人数に応じて計算)を合算した金額となりますが、今回の軽減は『所得割額』の部分になります。

具体的な軽減額などは、住所地のある市区町村にお問い合わせください。

### 【例】国民健康保険料<年額>

夫	：年収500万、妻と子どもが1人		
	保険料負担：約347,000円	約148,000円	
	年収300万、妻と子どもが1人		
	保険料負担：約233,000円	約85,000円	
单身	：年収300万		
	保険料負担：約185,000円	約76,000円	

## 3. 軽減される期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

平成22.3.31以降に離職の場合、平成24.3.31までが軽減期間となります。

雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても国民健康保険に加入中は引き続き軽減対象となります。しかし、就職後に会社の健康保険(協会健保等)に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。

### 【平成22年3月31日までに失業した場合は対象外！？】

平成21年3月31日以降に「1」の理由で離職された方は、平成22年度の1年間に限り国民健康保険料が軽減(平成21年1月1日~12月31日までの給与収入分)されます。

H21.3.31~H22.3.30離職の場合、H22年度の保険料が軽減

H22.3.31以降離職の場合、H22年度とH23年度の保険料が軽減

軽減を受けるには**申請が必要**です。詳細は住所地のある市区町村の国民健康保険担当  
にお問い合わせください。



## 労務相談室

### 【今月のテーマ】

昇給と社会保険料と手取り額について



当社は社員の昇給を考えていますが、社会保険料の料率が上がったため、昇給させても社員の手取り額が減ってしまうことがあると聞きました。これはどういうことですか？



神奈川県協会の協会健保に加入しているケースで考えてみましょう。社会保険料は翌月控除、源泉所得税(税法上扶養人数で変動があるため)は考えないものとします。

【Aさん】 45歳 ・ 扶養3人 ・ 月収39万円 39.5万円 (5千円 up)

#### 【社会保険料のしくみ】

社会保険料は、年1回見直しがあります。毎年4月5月6月に支払われた給与を基に、その年の9月から1年間の社会保険料が決定します。

上記にかかわらず、固定的賃金(基本給、各種手当)に大幅な変動があった場合、変動月から3ヶ月間の平均をみて、4ヶ月目より標準報酬月額の見直しを行います。

9月に厚生年金保険料率が0.354%(労使で各0.177%ずつ)UPします。

	平成22年2月支給まで 標準報酬月額 380万円		平成22年10月支給より 標準報酬月額 410万円	
	料率	保険料	料率	保険料
雇用保険料	0.4%	1,560円	0.6%	2,370円
健康保険料	4.095%	15,561円	4.665%	19,126円
介護保険料	0.565%	2,147円	0.750%	3,075円
厚生年金保険料	7.852%	29,838円	8,029%	32,919円
控除合計額	49,106円		57,490円	
手取り額	340,894円		337,510円	

所得税は考えないものとする。

4月支払給与より5,000円昇給した場合、健康保険料の料率、雇用保険料の料率が上がっていても、4月支給給与の手取り額は342,215円と1,321円が増えます。

しかし、9月に厚生年金保険料率が上がることにより、10月支給給与からは昇給前の手取り額より少なくなってしまうケースがあるのです。(Aさんのケース)

今回は残業はないものとして算出しましたが、4~6月に残業が多いと、Aさんはさらに高い標準報酬月額で社会保険料を控除されます。(さらに手取りが減ってしまうケースもありえます)

# 雇用調整助成金 不正受給2億円！

都道府県労働局・公共職業安定所では、雇用調整助成金の支給を適正に行うため、同助成金を受給している事業主に対し実地調査を行ったところ、不正が発見されました。52事業所を約1億9,350万円の不正として処分し、支給した助成金の返還と不正後3年間の助成金の不支給措置を行いました。

## 1. 不正受給防止のため、実地調査が強化されます

4月1日以降、抜き打ちで、社員へのヒアリング調査などが行われます。

## 2. 教育訓練に係る計画届や変更届が厳しくなります

これまで計画届については、休業又は教育訓練の予定日及び人員数のみを記載としていましたが、よりの確な実地調査を行うため、教育訓練の計画届については、労働者別に予定日を記載します。また、計画の範囲内で休業等が減るものについては変更届の提出を不要としていましたが、今後は教育訓練の計画届については減少する場合も変更届の提出を求める方向です。

鈴木和宏が、第5回紛争解決代理試験に合格し特定社会保険労務士 となりました。今後、皆様のご期待により一層お応えできるよう引き続き努力いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特定保険社会保険労務士とは、社会保険労務士の中で労働紛争に関する司法担保措置研修を経て専門の試験に合格した者に与えられる資格で、労働紛争に関して一定のADR代理権が付与されます。



## スタッフコラム

今月のコラムは、  
鈴木 和宏が  
担当します。

2010年の今年は、4年に一度の冬季オリンピックとサッカーワールドカップが行われます。

すでに冬季オリンピックはバンクーバーで2月に行われ、日本は残念ながら金メダルはありませんでしたが、スピードスケートやフィギュアスケートなどでメダルを獲得し、非常に盛り上がったのではないかと思います。景気動向など経済があまり良くない中、このような明るいニュースは嬉しいですね。そして6月には、サッカーワールドカップが南アフリカで行われます。今回も日本の出場が決まっており、史上初めてアフリカ大陸で行われる大会となることにも注目されています。2002年のワールドカップが日本および韓国で行われた際にも新たなスタジアムの建設や道路の整備などがあり、当時の新横浜にあるスタジアム周辺の景色も変わっていくのを感じました。

私は建設現場を見ると「これから何ができるのか」と「どんなクレーンで造られているのか」に注目してしまいます。大規模な現場であれば様々なクレーンの大きさや種類があります。そしてそのクレーンを操作する方の細かい技術がスカイツリー(第2東京タワー)のような非常に高い建物でも建てるのが可能になります。そのような技術と感覚の伝承が建設業に限らず、他の業種でも今後さらに必要になるのではと感じています。